

令和5年11月7日
日本原子力発電株式会社

東海発電所・東海第二発電所における放射線測定設備の取替工事について

原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第11条第1項に基づく放射線測定設備の取替工事を以下のとおり実施します。

1. 工事の概要

東海発電所・東海第二発電所の敷地境界付近に設置しているモニタリングポスト4局舎（A, B, C, D）、東海発電所中央制御室放射能総合監視盤、及び東海第二発電所中央制御室環境監視盤の機器について、経年劣化対応のため取替を実施します。

2. 工事期間

令和5年12月～令和6年1月（性能検査日程は別途調整）

3. 現況届・性能検査の対象設備

（1）東海発電所

- ①モニタリングポスト2局舎（A, C）
- ②東海発電所中央制御室 放射能総合監視盤

（2）東海第二発電所

- ①モニタリングポスト2局舎（B, D）
- ②東海第二発電所中央制御室 環境監視盤

4. 取替範囲

取替範囲の詳細を添付資料「モニタブロック線図」に示す。

5. 工事の方法

（1）検出器他の取替

取替は1局舎毎に実施することとし、使用前事業者検査により設備の健全性を確認した後に原災法第11条第3項に基づく現況届出を行います。

（2）工事期間中の環境放射線監視方法

工事期間中の測定データが欠測する期間は、作業対象の局舎を除いた3局舎による測定・監視を行うとともに、取替対象の現地局舎付近に可搬型モニタリングポストを設置し、代替監視を行います。また、機器の取替後に線源校正確認検査および警報設定値確認

検査により健全性を確認し、中央制御室にデータを伝送し監視できるようにします。

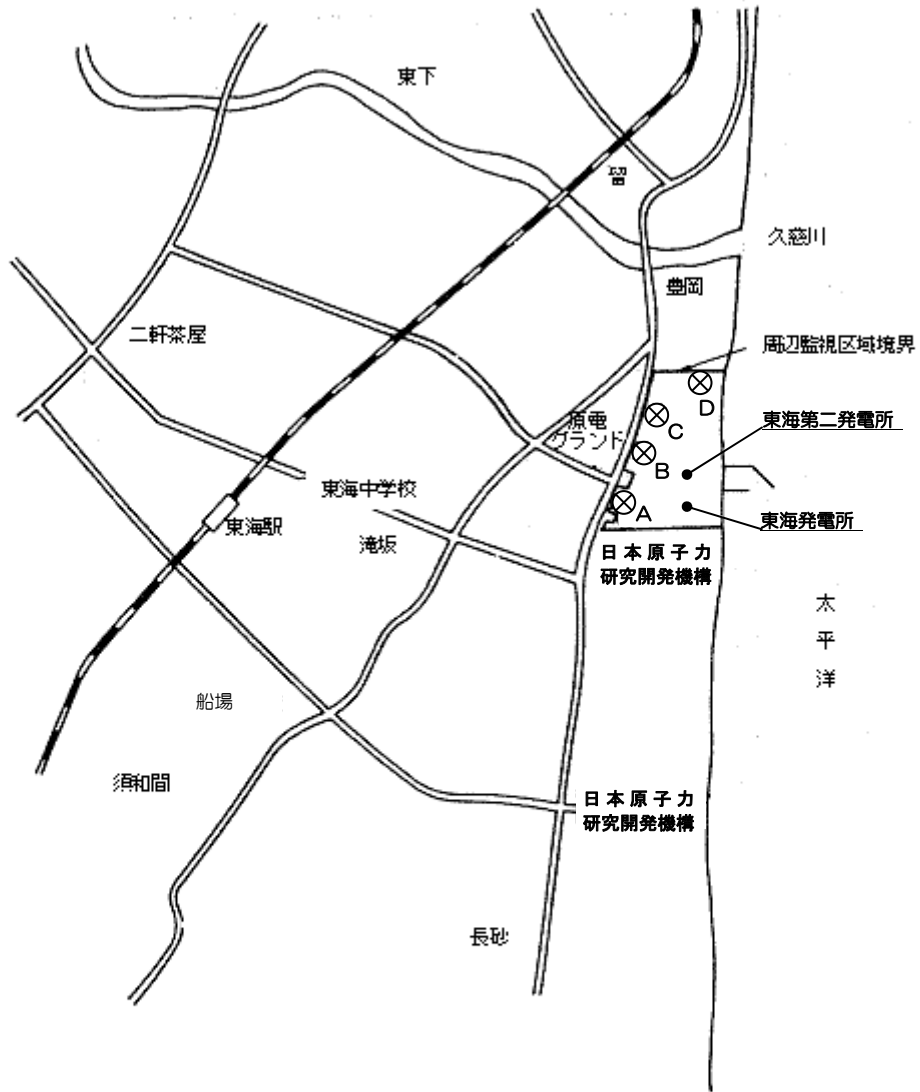
なお、工事期間中は、作業対象のモニタリングポストのパラメータ（低線量率・高線量率）について、外部伝送を停止しますが（使用前事業者検査完了前に伝送されるERSSパラメータは参考値扱いとします）、警戒事態または原子力規制庁殿からデータ送付要請があった場合には、可搬型モニタリングポスト、もしくは中央制御室に記録されたデータから、必要なデータを採取し、原子力規制庁殿（情報システム室、緊急事案対策室、緊急時ネットワーク監視センタ）および東海・大洗原子力規制事務所殿に送付します。

また、上記期間においては代替措置として、休祝日も含めて1日1回の頻度で可搬型モニタリングポスト、もしくは中央制御室に伝送されるデータから記録採取を行い、原子力規制庁殿へ電子メールにて送付します。

6. 添付資料

- (1) 発電所敷地周辺の放射線測定設備配置図
- (2) 東海発電所・東海第二発電所 野外モニタ取替工事 工程表（案）
- (3) モニタブロック線図

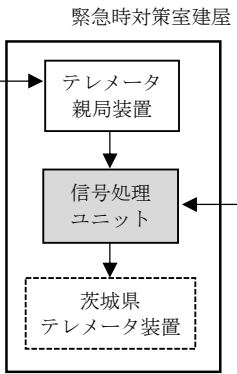
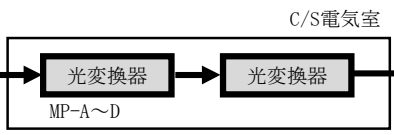
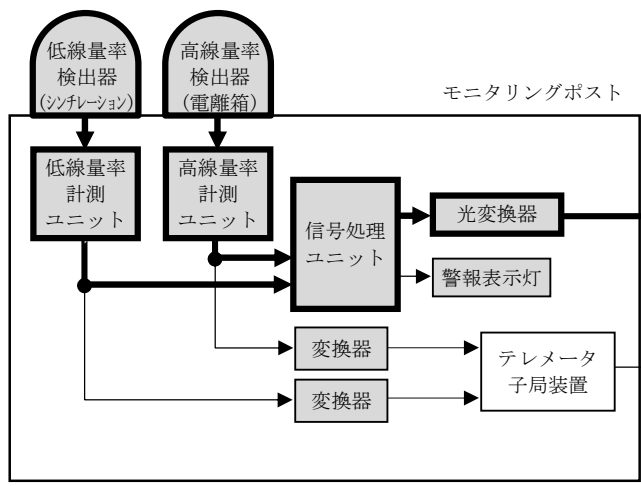
発電所敷地周辺の放射線測定設備配置図



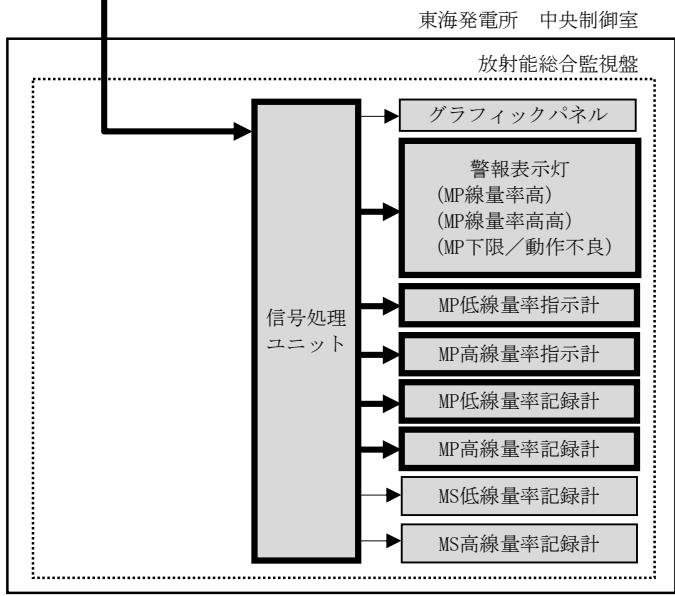
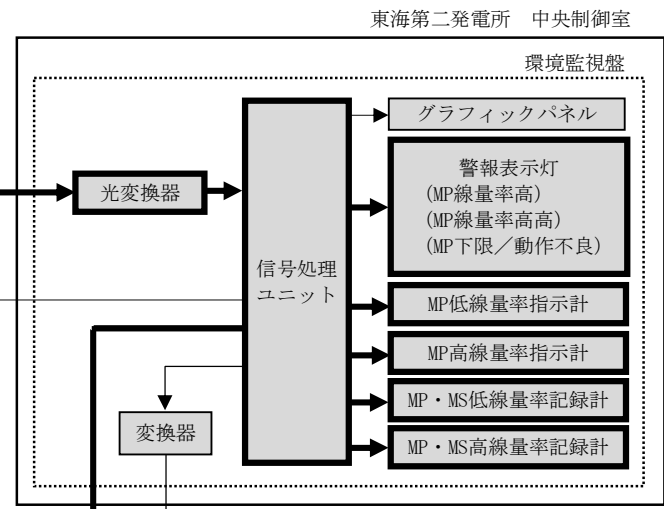
⊗ : モニタリングポスト

項目	2023年9月			2023年10月			2023年11月			2023年12月			2024年1月			2024年2月		
	1日	10日	20日	1日	10日	20日	1日	10日	20日	1日	10日	20日	1日	10日	20日	1日	10日	20日
原災法に基づく性能検査 (予定)																		
東海発電所 放射線測定設備 モニタリングポストA, C																		
東海第二発電所 放射線測定設備 モニタリングポストB, D																		
モニタリングポストA																		
モニタリングポストB																		
モニタリングポストC																		
モニタリングポストD																		
中央制御室																		
<p>備考</p> <p>注1：工事工程は、天候等により変更となる場合があります。</p> <p>注2：各モニタリングポスト取替期間については、ERSSデータ伝送の一時停止及び試験検査中となる期間を示します。</p>																		

放射線測定設備対象 東海発電所 : モニタリングポストA,C
 東海第二発電所 : モニタリングポストB,D



テレメータバックアップ



■ : 更新対象
 ■→ : 検査対象範囲

モニタブロック線図